

《記入例》 転勤・転籍により別の事業所で特別徴収を継続する場合

下記記入例は、10月に転勤した給与所得者の徴収方法を、11月分から新しい事業所での特別徴収に変更する場合。

(ア)年税額 152,500円 (イ)徴収済額 63,600円 (ウ)未徴収税額 88,900円
 (↑転勤元で徴収6月～10月分) (↑新しい事業所で徴収)

(ア) 特別徴収税額の通知書の「特別徴収税額」欄の金額を記入してください。

(イ) (ア)のうち、何月分から何月分まで、いくら徴収したかを記入してください。

(ウ) (ア)から(イ)を差し引いた金額を記入してください。

給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

名称(氏名)	株式会社 伊勢市		市社株之伊式印勢会
所在地(住所)	〒516-0037 三重県伊勢市岩渕1丁目〇番△号		
個人番号又は法人番号	9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9		
タロウ	(ア) 特別徴収税額(年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ)
太郎	152,500円	6月分から10月分まで 63,600円	88,900円
異動年月日	〇〇・10・14		異動の事由
			1.退職 2.転勤 3.休職 4.長期欠勤 5.死亡 6.その他 ※2 (a・b・c)
			異動後の未徴収税額の徴収
			1.特別徴収継続 2.一括徴収 3.普通徴収(個人納付)後日、市より本人あてに納付書を送付します

異 三重県内全市町共通様式

「異動年月日」欄に転勤・転籍の日付を記入し、該当する「異動の事由」と「異動後の未徴収税額の徴収」欄の「1.特別徴収継続」を○で囲んでください。

①給与の支払を受けなくない一括徴収の理由

1. 異動が 年12月31日 までで、本人から申出があったため (月 日申出)

2. 異動が 年1月1日以降で、特別徴収の継続の希望がないため

特別徴収税額の通知書をもとに、徴収する月割額を転勤・転籍をする事業所へ必ず連絡をしていただき、その内容を記入してください。

②給与所得者が新しい勤務先へ異動する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収予定額	合計(上)	内容	処理
円	円	特別徴収義務者を変更	/
円	円	11月分から普通徴収へ	/
円	円	12月分から普通徴収へ	/
円	円	特別徴収義務者を変更	/
円	円	11月分から普通徴収へ	/
円	円	12月分から普通徴収へ	/

伊勢市で指定番号をお持ちでない事業所は「新規」を○で囲んでください。

③給与所得者が新しい勤務先に係る

月割額 12,700円を 11 月分から徴収することで連絡済です。

株式会社 小俣町

〒519-0503 伊勢市小俣町元町△△番地

伊勢市作成の納入書を使用しない場合は○を記入してください。

特別徴収義務者指定番号

新規

納入書不要の場合は○をつけてください

※1 地方税法第321条の5第2項の規定により退職等の日が1月1日から4月30日までの間の方については、本人からの申出
 ※2 a. 乙欄適用で他事業所で特別徴収されている b. 給与が支給されない月がある又は給与から税額が引ききれない
 ※3 納税者に異動(退職、転勤等)があった場合には、翌月10日までにこの届出書を提出してください。また、伊勢市
 ※4 個人事業主の方は「個人番号カードの写し(両面)」又は、「通知カードの写しと運転免許証等の写し」等を添付してください。